

第3節

地域における環境保全活動の促進

1 地域における自主的な環境保全活動の促進

1-1 県民運動の促進

(1) 地域で活躍する環境NPO等への支援

平成12(2000)年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を設立し、その運用を三重環境県民会議に委ねて、地域で活動する環境NPO等の活動を支援してきました。また、地域の環境保全活動の中心的な役割を担う「地域環境情報連絡局」が、環境NPO等との交流・連携を通じて環境保全活動を進めています。

(2) 豊かな森林と水を考える県民運動

平成13(2001)年度から、市民団体、NPOと協働して、参加者が里山保全活動や自然観察などを通して、楽しみながら自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。(平成18(2006)年度：20会場で実施 参加者数1,210名)

1-2 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川の総延長は2,336km、海岸延長は564.7kmにおよび、河川海岸環境美化について河川海岸管理者だけの対応には限界があります。適正な河川海岸管理を行っていくためには、県民参加によるボランティア活動は望ましい形態であり、ボランティア活動団体の育成、支援に努める必要があります。

平成18(2006)年度には、県管理12河川において、ボランティア活動団体及び市町を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。また、河川環境美化ボランティア活動を行う132団体に対し支援を行いました。

1-3 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成18(2006)年度の実

績は、道路関係で151団体、河川関係で143団体、海岸等の関係で72団体となっています。

平成11(1999)年度からは、地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話をお願いする「ふれあいの道事業」を実施しており、26団体(平成18(2006)年度実績)の団体が活動を行いました。

1-4 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、平成18年度には、緑を育てる活動を通じて森林に親しみ、森林整備活動に参加したいと考える人たちのリーダーとなる方を対象に安全な伐倒作業や道具のメンテナンス技術の取得を目的とした、森林ボランティア育成研修会を開催しました。

表4-3-1 平成18年度 研修開催状況

期 日	場 所	参加人数	内 容
H19年3月21日	津市白山	14人	安全な伐倒作業 道具のメンテナンス

1-5 「こどもかんきょう体感フェア2006」の開催

NPO、関係団体、企業及び行政などが協働・連携し、太陽光発電など新しい環境技術とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験の場を設け、将来を担うこどもたちに対して、環境への関心を持つ機会を提供するため「こどもかんきょう体感フェア2006」を開催しました。

日程：7月29日・30日

会場：鈴鹿山麓リサーチパーク内(四日市市桜町)

来場者数：4,800人(2日間)

2 各主体の連携による環境保全活動の促進

2-1 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

(1) 広範な県民運動を進めるためのしくみ「みえ環境県民運動協議会」

全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、平成16(2004)年8月31日に「みえ環境県民運動協議会」を設立しました。

協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担

しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。

また、環境保全活動をより確実に、継続的に、自主的に実践するための横断的な連携を図る場として、また、地域の活動を活性化させる人づくり・組織づくりの場としての機能を担います。

(2) 地球温暖化防止をめざす県民運動

家庭においてCO₂排出量の削減を促進するためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境にやさしい形に変革していく必要があり、平成13(2001)年度から一般家庭における電気使用量の節減量に応じて参加グループに活動支援金を交付する「みえのエコポイント事業」を展開しています。

平成18(2006)年度は、電気の使用量節減に取り組む「みえのエコポイント2006」を実施し、民間事業者の協力を得て個人でもグループでも参加できる仕組みとしました。(エコポイント取組数：個人 のべ3,442世帯 グループ8,069世帯)

2-2 エコオフィス運動の展開

- 平成11(1999)年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んできました。
- 県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏季の軽装が徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。
- 平成18(2006)年度は、エコスタイルを含む地球温暖化防止活動に資するための通年型の運動である「エコオフィス運動」を行いました。

なお、平成17(2005)年度から国も「クールビズ」として同様の取組を提唱しています。

また、冬期には庁舎の暖房温度を19℃に設定し、重ね着の服装などで対応する「ウォームビズ」に取り組みました。

2-3 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動

- 勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
- 平成18(2006)年度は、3,580人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

2-4 連携による環境教育実践活動の促進

- 持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目的として、平成17(2005)年6月に「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を新たに策定しました。
- この基本方針を具現化する取組として、3地域をモデル地域に指定し、多様な主体の参画により、地域固有の素材を活かした環境教育実践プログラムづくりを行うとともに、子ども向け環境教育プログラムであるキッズISO14000プログラムについて、県内企業3社からの協力を得て、5校約250名の小学生が取り組みました。